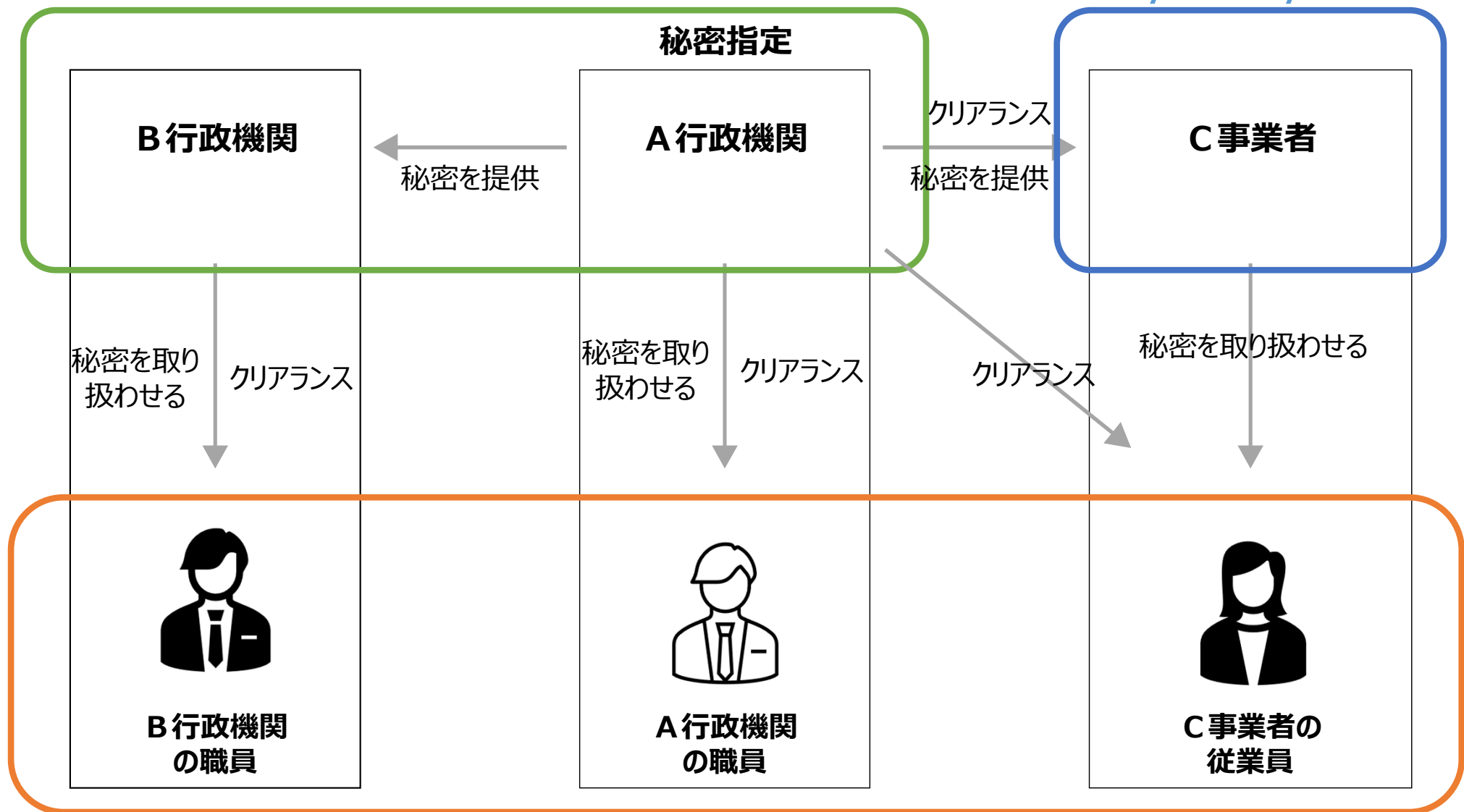


重要経済安保情報の提供の流れとそれに対する管理規則のイメージ

行政機関内における管理規則

事業者に対するクリアランス（適合事業者の認定） （Facility Security Clearance）



個人に対するクリアランス（適性評価） （Personnel Security Clearance）

適性評価の流れ

適性評価の実施に当たっての基本的考え方

① 基本的な人権の尊重、② プライバシーの保護(※1)、③ 法に定める7つの調査事項(※2)以外の調査の禁止、④ 適性評価の結果の目的外利用の禁止。

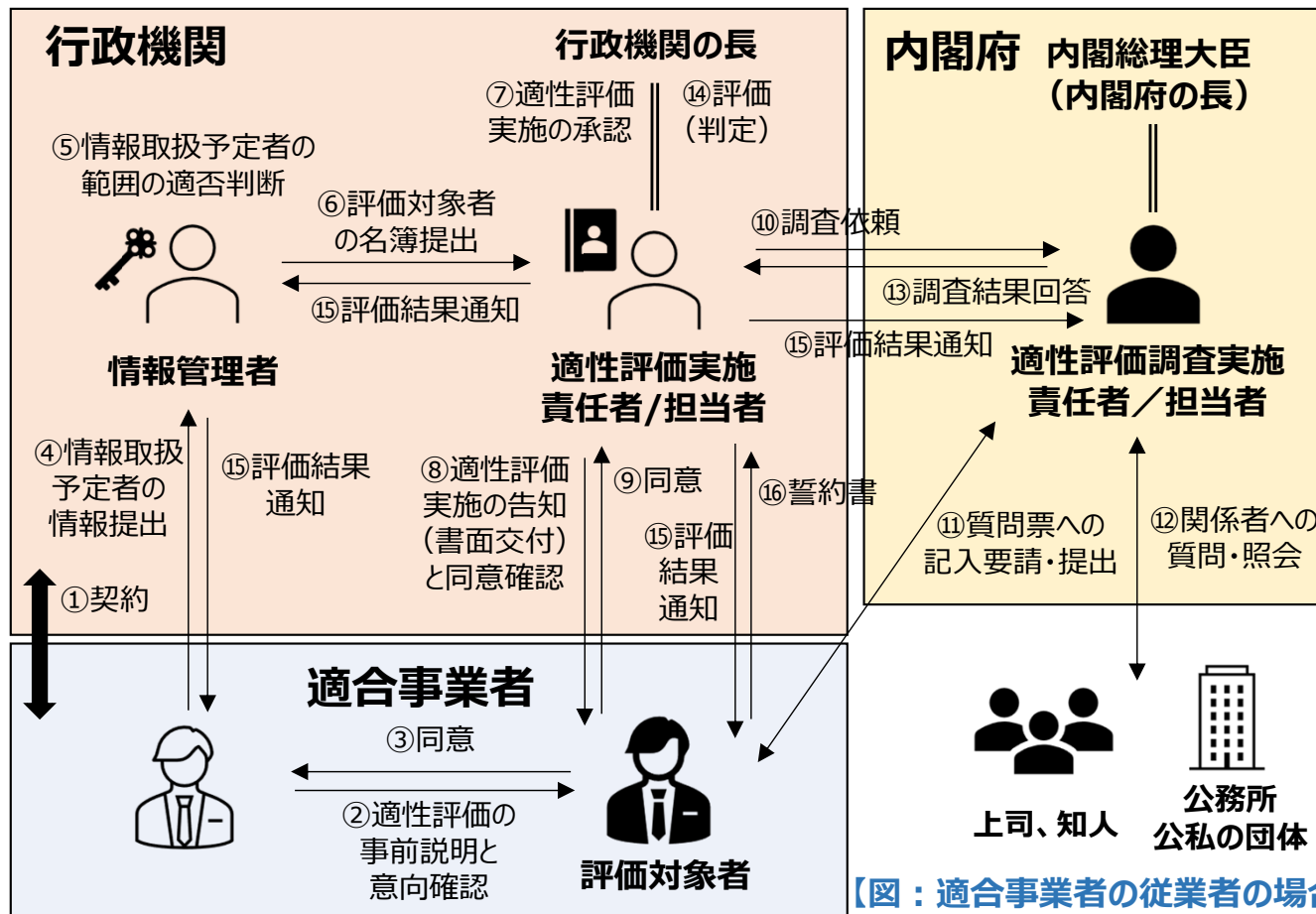
※1：特に適合事業者の従業員には、適性評価について分かりやすい説明を行い、理解を得る。質問票に記入した個人情報は、行政機関において適性評価に関わる職員のみが取扱い、本人の上司その他の者の知るところとならないようにする。

※2：①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

適性評価の流れ

適性評価は、評価対象者の**本人の同意**を前提に、**内閣総理大臣による一元的調査(※3)**の結果に基づき、**各行政機関の長が実施**。

※3：行政機関の長が自ら適性評価調査を実施する例外的な場合は、内閣府のプロセスも当該行政機関内で実施



【図：適合事業者の従業員の場合】

【評価対象者の選定・告知及び同意・適性評価調査】

- 情報管理者は、評価対象者の名簿を作成。
- 適性評価実施担当者は、評価対象者に適性評価実施の**告知書**を交付し、**同意書**(又は不同意書)の提出を受ける。
- 内閣府の調査担当者は、本人から提出された**質問票**、面接や関係者への質問、人事管理情報による確認、公務所・公私の団体への照会等を通じて調査を実施し、意見を付して調査結果を適性評価実施責任者に回答。

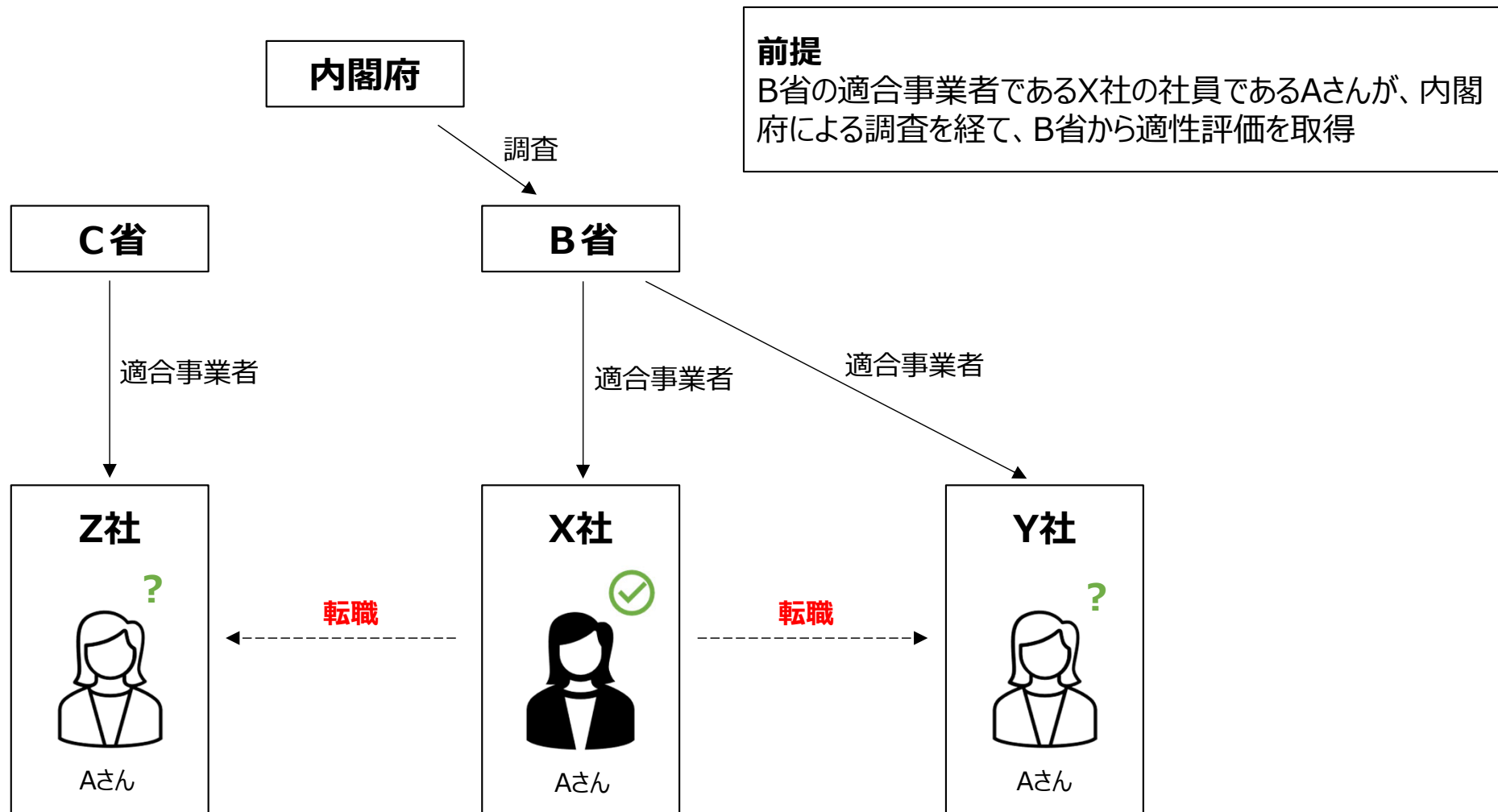
【評価】

- 適性評価は、各行政機関の長が、内閣府の調査結果を基に、以下の視点から、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断。
 - ①情報を適正に管理することができるか
 - ②規範を遵守して行動することができるか
 - ③職務に対し、誠実に取り組むことができるか
 - ④情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか
 - ⑤自己を律して行動することができるか
 - ⑥情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないか
 - ⑦職務の遂行に必要な注意力を有しているか

【結果の通知】

- 適性評価実施責任者/担当者は、評価対象者等に、適性評価の結果を書面により通知。法令遵守や事情変更があった場合の申出などを含む**誓約書**の提出を求める。

転職した場合における適性評価や適合事業者の扱い



(C省の適合事業者であるZ社に転職した場合)

- ・AさんがZ社においても重要経済安保情報を取り扱う必要があれば、Z社が、Aさんを新たに名簿に追加してC省に提出
- ・C省が必要性を認めればAさんを適性評価。その際には、内閣府の調査結果を活用。(10年以内であれば)

※AさんやX社は、AさんがX社を退職した旨を事情変更としてB省に報告

(B省の別の適合事業者であるY社に転職した場合)

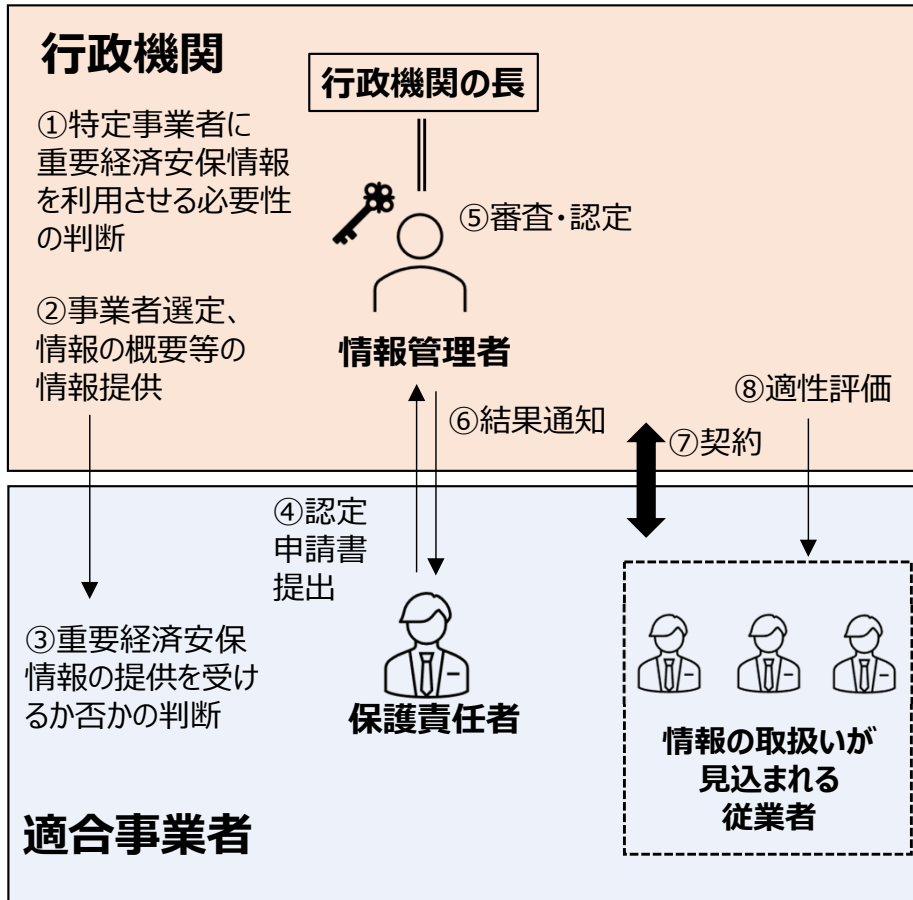
- ・AさんがY社においても重要経済安保情報を取り扱う必要があれば、Y社が、Aさんを新たに名簿に追加してB省に提出
- ・B省が、Aさんを「引き続き漏らすおそれがない」と認めれば再度の適性評価は不要。(10年以内であれば)

※AさんやX社は、AさんがX社を退職した旨を事情変更としてB省に報告

適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等①

適合事業者重要経済安保情報を提供する場合の流れ

重要経済安保情報を提供する必要がある事業者を選定し、事業者からの認定申請に基づき、情報を適切に保護できると認められる事業者を**適合事業者**として認定。契約に基づき、重要経済安保情報を提供。



【事業者の選定】

- 行政機関の長は、**事業者からの相談なども踏まえながら**、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、特定の事業者に対して、**重要経済安保情報を提供する必要があるかを判断**。
- 提供先の事業者を適切に**選定**するとともに、事業者が重要経済安保情報の提供を受けるか十分な検討が可能となるよう、重要経済安保情報の概要やその性質などにつき、できる限りの**情報提供**に努める(必要と認めるときは、守秘義務契約を締結可能)。

【適合事業者の認定】

- 事業者は、上記の情報提供を踏まえ、適合事業者の認定のために、**認定申請書**を提出。
- 行政機関の長は、事業者が次に掲げる事項を明らかにした**規程**に従って必要な措置を講ずることで、**重要経済安保情報を適切に保護することができると認められるかどうかを審査**。

事業者の規程に定める事項 (例)

- ① 情報保護の全体の責任を有する者 (**保護責任者**) の指名基準等
- ② 情報を取り扱う場所において、業務を管理する者 (**業務管理者**) の指名基準等
- ③ **従業員**に対する情報保護に関する**教育**の実施内容・方法
- ④ **施設設備の設置**に係る手続
- ⑤ 情報取扱い業務を行う**従業員の範囲**の決定基準・決定手続 等

- 認定のための審査は、下記の**考慮要素**を踏まえて、総合的に判断。

考慮要素

- ① 株主や役員の状況に照らして、**事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか**
- ② **保護責任者**又は**業務管理者**として指名される者が、業務を適切に行うための**必要な知識**を有しており、その**職責を全うできる地位**にあると認められるかどうか
- ③ 重要経済安保情報の保護に関する**教育内容**が、従業員が**必要な知識を的確に習得できる内容**となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているか
- ④ 重要経済安保情報の保護のために設置される**施設設備**が、情報を保護するための**必要な機能及び構造**を有し、立入の制限や持込の制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか

- 事業者に認定結果を通知。適合事業者該当すると認められなかった場合、理由も通知。

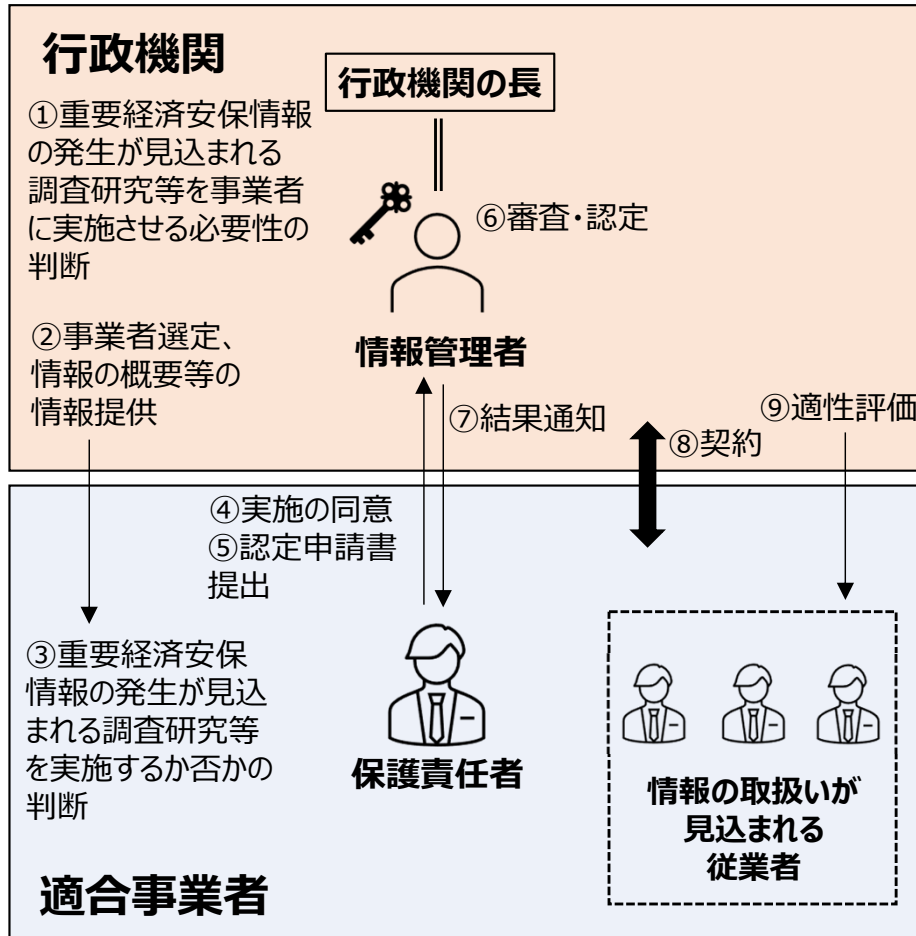
【契約の締結・適性評価の実施】

- 適合事業者と重要経済安保情報を提供するための契約を締結。
- 契約締結後、情報の取扱いが見込まれる従業員に対して、適性評価を実施。

適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等②

適合事業者にも重要経済安保情報を保有させる場合の流れ

重要経済安保情報の発生が見込まれる調査研究等を実施する必要がある場合、実施前に事業者の同意を取得した上で、情報を適切に保護できると認められる事業者を適合事業者として認定。契約に基づき調査研究等を実施させ、出現した情報を保有させる。



【事業者の選定】

- 行政機関の長は、自身が保有していない情報であって、これから実施する調査研究等によって重要経済安保情報の要件に該当する情報の発生が見込まれる状況において、事業者に調査研究等を実施させることが、我が国の安全保障の確保に資するか否かを判断。
- 重要経済安保情報を保有させようとする事業者を適切に選定するとともに、事業者が当該調査研究等を実施するか否か十分な検討が可能となるよう、重要経済安保情報の概要やその性質などについて、できる限りの情報提供に努める(必要と認めるときは、守秘義務契約を締結可能)。
- 行政機関の長は、調査研究等により重要経済安保情報を保有させようとする事業者から、実施前に同意を取得。同意を得ずに実施した調査研究等により得られた結果は、重要経済安保情報に指定することはできない。

【適合事業者の認定等】

- 事業者の同意を得た行政機関の長は、事業者に適合事業者の認定申請書の提出を求め、適合事業者の審査・認定を行う。
- 行政機関の長は、調査研究等の実施により事業者がその後保有することが見込まれる情報に関して、あらかじめ重要経済安保情報に指定する。

【契約の締結・適性評価の実施】

- 適合事業者と調査研究等の実施及び重要経済安保情報の保有のための契約を締結。
- 適合事業者の認定後、情報の取扱いが見込まれる従業者に対して、適性評価を実施。

【調査研究等の実施】

- 行政機関の長は、調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が出現した場合には、契約に基づき、当該情報を重要経済安保情報として、引き続き適合事業者保有させる。

適合事業者と認定した後の措置

- 行政機関の長は、適合事業者において、認定申請書に記載した情報に変更があった場合には、契約に基づき報告させる。
- 上記報告を受けた行政機関の長は、変更部分につき、改めて基準に適合するか否かを審査。当該審査の間、適合事業者は引き続き重要経済安保情報を取り扱うことができる。
- 審査の結果、引き続き適合事業者として認定したか否かを事業者に通知。引き続き適合事業者該当すると認められなかった場合には、理由も通知するとともに、既に重要経済安保情報を提供しているときは、事業者に対して当該重要経済安保情報が記載されている文書等の返還を求める。

民間提供情報を重要経済安保情報に指定した場合にその効果が及ぶ範囲

